



山陽小野田都市計画変更素案の縦覧
変更案に関する説明会・公聴会

◎変更案の内容

●県が変更する都市計画

山陽小野田都市計画道路
「新開作二軒屋線」
「小野田須恵線」
「小野田高千帆線」

●市が変更する都市計画

山陽小野田都市計画道路
「新開作中通線」

◎変更素案の縦覧期間

7月22日(火)～8月12日(火)
8:30～17:15(土・日曜日を除く)

◎縦覧場所

都市計画課，仮設山陽総合事務所
※「県が変更する都市計画」については、
山口県都市計画課，宇部土木建築事
務所でも閲覧できます。

◎説明会・公聴会の日程

説明会	7月29日(火)	商工センター
公聴会	8月12日(火)	

※時間はいずれも 18:30～です。

◎公述の申出

任意の様式に意見の要旨とその理由、
住所、氏名、電話番号を記入し提出
※公聴会で意見を述べるには、公述申出
書の提出が必要です。なお、公述の申
出がない場合、公聴会は開催しません。

◎公述申出書の提出期限

8月5日(火) (消印有効)
※県が変更する都市計画は、山口県知事
宛とし山口県都市計画課へ、市が変更
する都市計画は、山陽小野田市長宛と
し都市計画課へ提出してください。
(郵送でも可)

〈問い合わせ・提出先〉〒756-8601 山陽小野田市役所 都市計画課 (☎82・1168)
〒753-8501 山口市滝町1番1号 山口県都市計画課 (☎083・933・3733)



高齢者・障がい者福祉サービス

■寝具乾燥洗濯消毒サービス

衛生的な在宅生活を送ることができ
るよう、委託業者が寝具類を回収し、
クリーニングを行った後、利用者
に配送します。

●対象 市内在住で、ひとり暮らしの高
齢者、または高齢者のみの世帯等
で、障がい等により、自らが使用する寝
具類の在宅での衛生管理を行うことが困
難と認められる人

●内容

寝具類の水洗い、乾燥、消毒

※一人につき、上下布団各1枚、毛布2枚、
シーツ2枚、こたつ布団1組までです。

●費用負担 原則、費用額の1割

●申込期限 7月31日(木)

※回収は8月下旬からです。

●申込方法 電話にて申込み

■福祉電話

在宅のひとり暮らしの高齢者や外出
困難な重度障がい者等の孤独感を和
らげるとともに、安否確認や緊急連
絡の手段の確保を図るため電話を貸
与して、その基本料金を助成します。
※所得制限があります。

■緊急通報システム

日常生活に不安のある在宅の人に対
し、安心安全で自立した生活ができ
るよう、緊急通報システム(固定型ま
たは携帯型)を貸与します。

●対象 ひとり暮らしの高齢者や高齢
者のみの世帯、ひとり暮らしの障がい
者や障がい者のみの世帯、または日中
に独居となる高齢者

※所得に応じて、利用者負担が必要な
場合があります。

〈問い合わせ・申込先〉高齢障害課 (☎82・1173)